

## 新潟市認知症対策地域連携推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域における認知症対策の総合的な推進を図るため、「新潟市認知症対策地域連携推進会議」(以下、「推進会議」という。)を開催する。

### (活動)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 市民や関係者に向けた啓発に関すること
- (2) 市内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携方策に関すること
- (3) 認知症の人を支援する人材の育成、研修等に関すること
- (4) その他、新潟市における認知症対策の取組状況の把握や課題の分析、推進に関すること

### (委員)

第3条 推進会議は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉・介護事業関係者
- (4) 認知症高齢者家族関係者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長)

第6条 推進会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は推進会議の進行を行う。

3 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度市長が召集する。

2 市長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 推進会議は、専門的な課題等について意見を聴取するため、専門部会を開催することができる。

2 専門部会に属する委員は、市長が指名する。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、福祉部地域包括ケア推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。